

SPEIDEL の林業経営体の目的体系について

宮崎大学農学部 飯塚 寛

1. はじめに

林業経営体の有形の目的要素として、18世紀末から19世紀初頭にかけては毎年の最大量の木材供給、ついで土地純収益学派及び森林純収益学派によって主張される最大の純収益のように、最高あるいは最大という極値の追求が掲げられてきた。しかし、最大の貨幣経済的量の追求という目的は、公的所有の林業経営体においては勿論、私的所有においてさえも、最上位の目的要素としては機能しない事例が少なくないように見える。G. SPEIDEL の林業経営体における経済的目的体系は、このような現実の説明として非常に説得的であると考え、ここに紹介する。

2. SPEIDEL の目的体系

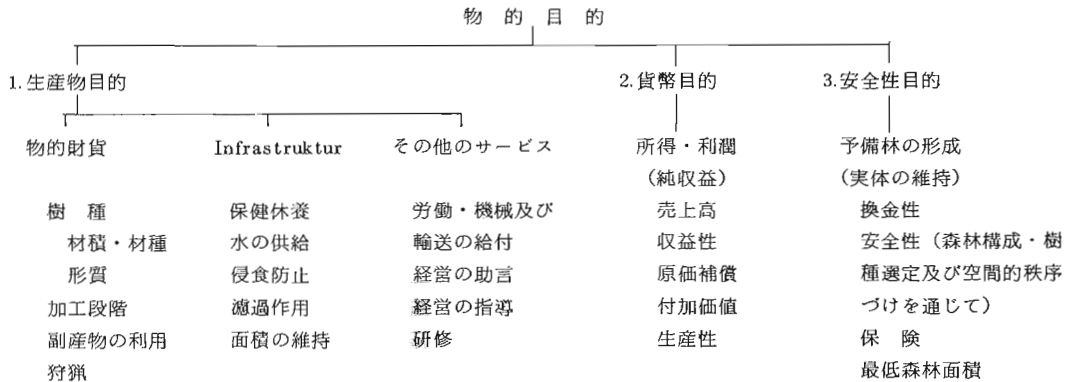
SPEIDEL は、経済的目的体系を、林業経営体が森林所有者及び公共に対し、将来において充足すべき諸要請の全体及びその優先順位である、と定義し、目的要素を以下のように整理している。また目的関数という用語を避け、その理由として、複数の目的要素の共同作用あるいは相互作用の適切な書き換えが可能としても、経営経済的諸問題の数式化が著しく増加するとき、関数という表現が全体としての目的要素の共同作用を一つの数学的関数関係で完全に表現できると理解する危険を回避したいためである、としている。

まず生産物目的については、自然的及び経済的立地との関連において、樹種の分布、材種及び規格等に着目し、たとえば最高の材積平均成長量の伐期齢、あるいは特定の材種の採材割合が最高に達する林分平均値を予め近似的に予想することが可能である。したがって、目的達成の程度として、最大値のような極値を明確な指針とすることができる、としている。

貨幣目的の追求は、従来、利潤最大化モデルについて研究され、土地純収益説の形で適用されたが、実際には、貨幣目的の最大化は、次の3つの理由から、経営体の計画立案及び制御のための指針とはなり得ない、と明言している。

すなわち、目的体系は複数の目的要素から構成されているので、たとえば利潤の最大化という目的は、それ以外の多数の目的要素の実現を妨げる目的設定の1事例に過ぎない。営利経済を指向する経営体の他に、共同利用的及び協同組合的な経営体、ならびに原価補償あるいは損失補填を条件として特定の生産物目的を追求する公共的経営体も存在する。林業を利潤の最大化の追求だけが唯一の一般拘束的な目的要素ではない事例として位置づけ、このことは、後述の理由とも関連して、公共的林業経営体に対してだけでなく、最広義には私的林業経営体にも通用する、としている。

林業経営体においては、利潤の最大化を追求するための制御に必要な限界収益及び限界費用に関する過去



Hiroshi IZUKA (Fac. of Agric., Miyazaki Univ., Miyazaki 889-21)
Object system in forest management by G. Speidel

及び将来の情報が入りできない。この点を別にしても、森林所有者は、林業生産の長期性のために、経営体を数10年間にわたって拘束し続ける過去の意志決定を変更できる立場にはない、というのが第2の理由である。

第3に、合衆国における営利経済指向的な企業体の実証的研究の、利潤の最大化の追求というよりは、「満足できる程度」あるいは「適度」の利潤の追求及び安全性の確保が決定的であるという結果を引用し、安全性及び保続性の確保は、利潤の最大化の追求を制約する方向に作用する、としている。

さらに、人間は伝統的な経営経済学において想定されるような「経済人」ではないとし、満足できる程度の利潤の達成という考え方は、ある人物あるいはグループのもつ経済的要求及び期待が可能な最高の諸給付に対してではなく、過去の成功あるいは不成功に向けて考えると、前年度あるいは過去の一定期間に達成された純収益、売上高あるいは付加価値等を要求水準として採用することになり、その水準の達成に成功した場合には、次年度あるいは次期の基準を幾分高目に、失敗した場合には低目に設定することによって対応する、という。

結局、意志決定過程は、経済人の客観的な合理性のかわりに、「限界づけられた、主観的な合理性」が該当するとし、これを実践人の合理性として定義している。これに対応して、経営の現実では、利潤問題あるいは目的実現の最適解のかわりに、「満足できる程度」の主観的な解が追求されることになる、という。

安全性目的については、適度の利潤の追求に次いでこれが第2位を占める、という合衆国の企業経営者を対象とする実証的研究の結果を引用し、この追求の努力は、安全性の極端に慎重な追求から、それに対する完全な無配慮にいたるまで、その振幅は著しく広く、安全性の追求を目的設定にどの程度まで関与させるかは、目的形成を担当する人物の個人的責任感覚もしくは危険に対する身構え方によってきまる、としている。

また、目的要素の属性を、現実の場面との関連において、次のように分析する。すなわち、目的要素が計画立案、制御及び監査のための具体的な指針であるためには、個々の目的要素の達成されるまでの時間の長さが、たとえば更新経過指数を用いる表現方式のように確定されること、目的要素の内容が、たとえば保健休養の要請に応える美しい森林の造成という目的のように、樹種の選択、森林の構成、林内草地あるいは水流の配置等で実現されるべき場所、時期及び方法に関する記述を通じて意志決定に転化できるほど明確であることが必要である。勿論、この意志決定は、立地的諸条件及び経営上の諸前提に矛盾しない必要がある。

さらに、水源保護地域におけるキャンプ場の開設のように、目的要素が両立し得ない場合には、目的要素の優先順位に関する意志決定が必要であり、最下位に位置づけられる目的要素については、たとえば260^{DM}/ha・年のように、その目的要素に下限の条件をつけて表現することをすすめている。

最後に、目的要素には、たとえば材積単位あるいは貨幣単位で表現できる測定の基準があり、それにしたがって目的の達成程度が監査できることが必要であるとし、ここで測定可能性に関する特別な問題として、その効用及び貨幣価値を直接的に査定することができないInfrastrukturの諸給付をあげている。

3. 考 察

SPEIDELは、林業経営における経済目的または経済目的設定は「林業経営が森林所有者と公共の利益において実現せねばならない有形無形のあらゆる要求の全体と順序を実現したものである」²⁾と記述的にのべたに過ぎない部分を、「林業経営体が所有者及び公共のために充足すべき物的要求(物的目的)は3つの群に分類されることができ」³⁾とした後で、本報告で紹介した内容とほとんど変わらない目的体系に精密化している。この間、1970年にはBADEN-WÜRTTEMBERG州の森林經理規程が改訂されており、その第1条の林業の課題、第2条の林業経営体の課題、第4条の森林の機能に関する各条文は、目的体系の記述の充実及び具体化の方向を示唆するように読むことができる。さらに、目的の操作可能性に関して引用された更新経過指数の記述は、第91条の「(前略)更新経過指数は、3個の数字の和が10になる3桁の数値である(たとえば352, 640)。100の桁の数字は、最初の10年間の終伐面積及び伐区面積の算出に、10桁及び1の桁の数字はその後の10年間及びそれに続く数10年間について計画される更新経過をあらわす」の内容から、その見方を裏づける。西ドイツの林業の現実に一層適合する目的体系の記述であるということができよう。

引用文献

- (1) G. Speidel: Forstl. Betriebswirtschaftslehre 2. Auflage, pp.33, Verl. Paul Parey, Hamburg u. Berlin, 1984
- (2) ————: Forstl. Betriebswirtschaftslehre 1. Auflage, pp.161, Verl. Paul Parey, Hamburg u. Berlin, 1967
- (3) ————: Planung im Forstbetriebe, pp.41, Verl. Paul Parey, Hamburg u. Berlin, 1972